



病 後 児 等 保 育



もう治りかけだけど、あまり体調がよくない・・・

仕事も休めない・・・

病後児保育はお子さんが病気回復期にあたる集団保育が困難な期間、一時的にそのお子さんをお預かりする保育サービスです。

○ お預かりできるお子さん

- ・ 鷹栖保育園及び北野保育園に通っているお子さん(広域保育のお子さんも含みます。)
- ・ 町内に住所を有する満 1 歳以上から小学校就学前のお子さん。

○ 対象となる病気

原則的に以下の病気の回復期間(症状がある程度落ち着いている状況)のお預かりとなります。

- ・ かぜ症状、下痢等
- ・ 学校保健法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 19 条に規定する伝染病疾患
例えば・・・インフルエンザ、百日咳、水痘(みずぼうそう)、アデノウイルス感染症
風疹、ロタウイルス、ノロウイルス、突発性発疹、マイコプラズマ肺炎
溶連菌感染症 など
- ・ 新型コロナウイルス感染症の回復期間
- ・ 喘息等の慢性疾患
- ・ 骨折・やけど等の外傷性疾患
- ・ その他お子さんの主治医が病後児保育の利用が可能であると判断した疾患

*** 麻疹(はしか)は対象となりません。**

*** 治療が必要な場合のお子さんは対象となりませんので、ご了承ください。**

ご不明な点はお問い合わせください。

○ 利用定員：1 日最大 3 名まで

○ 保育が可能な時間

月～土曜日：午前 8 時から午後 6 時まで
の間で最大 8 時間
日曜日・祝祭日、年末年始は対応して
おりませんのでご了承ください。

○ 利用当日に用意するもの(年齢によって異なります)

- ・ 着替え-
- ・ オムツ・おしり拭き・タオル
- ・ 布団・お昼寝用タオル
- ・ ビニール袋、ポリ袋

など

給食を利用しない場合：お弁当・おやつ

○ 利用料

利用料	給食費
1 時間当たり 300 円	無償

*** 病後児等保育を受けるお子さんの保護者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の被保護世帯であるときは 10 割の減免を受けられます。**

☆ 登録からご利用まで

○ まずは事前に登録が必要となります。

登録票を配布しています。登録票に必要事項を記入し、「鷹栖保育園」に提出してください。(登録の有効期間は単年度(4月1日～翌年3月31日)となります。継続して登録希望の場合は、年度ごとに更新をお願い致します。)

登録から実際のご利用までに担当の看護職と普段のお子さんの様子や登録内容などについて面談(またはお電話)する時間を頂いています。

○ 【申込方法・提出期限について】

利用をご希望の場合は、原則として利用前日の午前中までに「申込書・連絡書」を鷹栖保育園へご提出ください。

※月曜日の利用を希望する場合：原則として前週の金曜日までにお申し込みください。

急な事情で利用が必要となった場合：期限を過ぎていても、土曜日までに鷹栖保育園へ直接ご相談ください。



○ 利用当日

必要なものを持参頂き、お子さんを担当の看護職に預けてください。

※37.5℃以上の発熱がある場合や緊急時の連絡・お迎えが難しい場合はお預かりできません。



○ お支払い

各月の利用料等を町が発行する「病後児等保育利用料等納入通知書」で、指定する期日までに納入願います。

○ その他

- ・給食のアレルギー除去食については対応できません。ご家庭よりお弁当(時間によってはおやつ)の持参をお願いします。
- ・この事業は保護者の方に代わって一時的にお子さんをお預かりするサービスとなります。必ず事前に医師の診断を受けてください。診断を受けていない場合には利用できません。
- ・利用中お子さんの様子に変化があった場合には保護者の方に連絡することがありますので、必ず緊急連絡先を明示してください。
- ・申し込み後の利用に変更や取り消しがある場合には、早めのご連絡をお願い致します。

【問合せ・申込先】

月曜日から金曜日(9:00～16:00) 鷹栖保育園 Tel 87-2267

(つながりにくい時間帯があります。ご了承ください。)